

令和6年度認証保育所保育料負担軽減助成金の申請について

1 助成金の内容

別添「令和6年度認証保育所保育料負担軽減助成金のご案内」をご参照ください。

2 助成金の交付申請方法

認証保育所と月極契約後に、「3 提出書類」を、下記提出先に郵送又は持参してください。
申請書はお子さん1人につき1枚必要です。

3 提出書類

- (1) 令和6年度認証保育所保育料負担軽減助成金交付申請書兼口座振替依頼書(第1号様式)
- ア 申請書の「申請者」と「口座名義人」は、同一人にしてください。
 - イ 助成金の振込先金融機関の名称に変更・統合等がないか確認の上ご記入ください。
 - ウ 申請書の記載内容を訂正する場合は、申請印と同一の印で訂正してください。
 - エ 申請書提出後に、記載した内容に変更があった場合は、速やかに下記の間合せ先にご連絡ください。
令和5年1月1日又は令和6年1月1日時点で墨田区に住民登録が無い場合は、次の(2)又は(3)の書類をあわせて提出してください。
- (2) 個人番号記入用紙及び必要書類(該当の方のみ)
- 別添「個人番号記入用紙」をご参照ください。
- 個人番号に関する必要書類を持参される場合は提示のみで差し支えありません。郵送される場合は書留郵便で写しを提出してください。
- (3)(該当の方のみ・上記(2)を提出している場合は原則不要)区市町村民税を証明する書類
- ア 令和5年1月1日時点で墨田区に住民登録のない方
扶養義務者全員分の令和5年度分及び令和6年度分の住民税決定通知書又は課税証明書(もしくは非課税証明書)(写し可)
 - イ 令和6年1月1日時点で墨田区に住民登録のない方
令和6年度分の住民税決定通知書又は課税証明書(もしくは非課税証明書)(写し可)
 - 1 令和6年9月以降に入園した場合は令和5年度の区市町村民税を証明する書類は不要です。
 - 2 上記の時期に日本国内に住民登録がない方は、提出書類が異なるためお問合せください。

4 提出期限

- (1) 認証保育所に「前年度から在園している」又は「4・5月に入園」した場合・・・6月17日(月)
- (2) 「6月以降に入園」した場合・・・認証保育所の利用開始した月の末日
年度末(令和7年3月31日)を過ぎての申請はできません。

5 交付決定通知書の送付時期

交付決定通知書を8月下旬に送付予定です。

【問合せ先・提出先】

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20

墨田区子ども・子育て支援部 子ども施設課保育係 電話：03-5608-1583(直通)

問合せ、窓口での申請の受付は、月曜日～金曜日(祝日、年末(12月29日～31日)

及び年始(1月1日～3日)を除く)の、午前8時30分～午後5時の間に、お願いします。

ただし、上記時間内でも、担当が不在の場合があります。